

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和3年2月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20210201	神谷商運 株式会社(法人番号9013101005552諸井 浩	東京都福生市牛浜61-1-105	本社	東京都福生市牛浜61-1-105	事業停止(60日間)、輸送施設の使用停止(180日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、平成30年11月28日及び同年12月5日及び平成31年1月10日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書による指示義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(10)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	78	78
20210202	株式会社 東毛急送(法人番号8070001024380楠田 糾	群馬県太田市藤阿久町499-1	本社	群馬県邑楽郡大泉町古海659-2	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年7月31日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(5)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	3	3
20210226	有限会社 エヌエス商事(法人番号9070002000925 須田 信久	群馬県前橋市東片貝町404	本社	群馬県前橋市東片貝町398	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和3年1月29日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3。(4)但し書き参照)